

## 財務諸表に関する注記 (法人全体用)

### 1 継続事業の前提に関する注記

税理士により経理状況の点検を委託しているが、債務超過等、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況は存在せず、健全経営である旨の評価を得ている。

### 2 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 3 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

### 4 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

### 5 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

・事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(2) 事業区分、拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

社会福祉事業区分

ア 法人運営事業拠点区分

(ア) 法人運営事業サービス区分

(イ) 地域福祉事業サービス区分

(ウ) 基金運営事業サービス区分

(エ) 寄付金事業サービス区分

(オ) 資金貸付事業サービス区分

イ ボランティアセンター事業拠点区分

ウ 共同募金配分金事業拠点区分

エ 相談支援事業拠点区分

オ 居宅介護支援事業拠点区分

カ 老人デイサービスセンター事業拠点区分

(ア) 通所介護事業サービス区分

(イ) 認知症対応型通所介護事業サービス区分

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりです。

(単位：円)

種類	取得価額	登記増加額	登記減少額	登記未算残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し該当ありません。

8 担保に供している資産

該当ありません。

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	期末残高
建物	1,400,000	1,399,999	1
建物付属設備	1,920,244	1,882,966	37,278
車両運搬具	31,959,722	24,792,611	6,281,041
器具・備品	15,296,051	12,544,549	2,751,502
合計	50,576,017	40,620,125	9,069,822

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

- 1 1 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当ありません。
- 1 2 関連当事者との取引の内容  
該当ありません。
- 1 3 重要な偶発債務  
該当ありません。
- 1 4 重要な後発事象  
該当ありません。
- 1 5 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

#### 国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩すこととされました。

## 財務諸表に関する注記 (法人運営事業用)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

### 3 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

### 4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

#### (1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

#### (2) 拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

##### 社会福祉事業区分

##### ア 法人運営事業拠点区分

(ア) 法人運営事業サービス区分

(イ) 地域福祉事業サービス区分

(ウ) 基金運営事業サービス区分

(エ) 寄付金事業サービス区分

(オ) 資金貸付事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりです。

(単位：円)

種 類	取 得 価 額	登記増加額	登記減少額	登記未算残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

6 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当ありません。

7 担保に供している資産

該当ありません。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産の種類	取 得 価 額	減価償却累計額	期 末 残 高
建 物	1,400,000	1,399,999	1
建物付属設備	504,920	467,644	37,276
車 両 運 搬 具	9,252,031	6,696,524	2,555,507
器 具 ・ 備 品	6,491,979	5,782,273	709,706
合 計	17,648,930	14,346,440	3,302,490

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11 重要な後発事象

該当ありません。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩すこととされました。

**財務諸表に関する注記 (ボランティアセンター事業用)**

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法 (定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

3 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

社会福祉事業区分

ボランティアセンター事業拠点区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当ありません。

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません。

7 担保に供している資産

該当ありません。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	期末残高
器具・備品	162,750	162,749	1
合計	162,750	162,749	1

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11 重要な後発事象

該当ありません。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩することとされました。

**財務諸表に関する注記 (共同募金配分金事業用)**

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

3 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

社会福祉事業区分

共同募金配分金事業拠点区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当ありません。

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません。



7 担保に供している資産

該当ありません。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当ありません。

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11 重要な後発事象

該当ありません。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩すこととされました。

## 財務諸表に関する注記 (相談支援事業用)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法 (定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 2 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

### 3 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

### 4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

社会福祉事業区分

相談支援事業拠点区分

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当ありません。

### 6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません。

7 担保に供している資産

該当ありません。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	期末残高
器具・備品	1,241,784	701,976	539,808
合計	1,241,784	701,976	539,808

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11 重要な後発事象

該当ありません。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩することとされました。

**財務諸表に関する注記 (居宅介護支援事業用)**

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

3 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

社会福祉事業区分

居宅介護支援事業拠点区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりです。

該当ありません。

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません。

7 担保に供している資産

該当ありません。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	期末残高
車両運搬具	5,121,255	2,519,195	1,715,990
器具・備品	1,744,439	1,569,459	174,980
合計	6,865,694	4,088,654	1,890,970

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11 重要な後発事象

該当ありません。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩することとされました。

**財務諸表に関する注記 (老人デイサービスセンター事業用)**

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等……償却原価法(定額法)

上記以外の有価証券で時価のあるもの……決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品……定額法

・リース債権

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

3 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

4 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

(1) 当法人の作成する財務諸表は以下のとおりです。

・社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

・公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

・収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(2) 拠点区分におけるサービス区分の内容は、以下のとおりです。

社会福祉事業区分

ア 老人デイサービスセンター事業拠点区分

(ア) 通所介護事業サービス区分

(イ) 認知症対応型通所介護事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当ありません。

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当ありません。

7 担保に供している資産

該当ありません。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	期末残高
建物附属設備	1,415,324	1,415,322	2
車両運搬具	17,586,436	15,576,892	2,009,544
器具・備品	5,655,099	4,328,092	1,327,007
合計	24,656,859	21,320,306	3,336,553

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当ありません。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当ありません。

11 重要な後発事象

該当ありません。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩することとされました。